

一般社団法人 人吉球磨観光地域づくり協議会 寄付金等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会(以下「当法人」という。)定款第39条に掲げる資産のうち、当法人が受領する寄付金等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において寄付金等とは、寄付者が当法人の行う事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭及び金銭以外の財産権を含むものをいう。

(受入基準)

第3条 当法人は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄付金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。

ア 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。

イ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと。

ウ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること。

エ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること。

オ その他会長が当法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄付金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じるおそれがあると認められるときその他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時。

(受入手続き)

第4条 寄付金等を当法人に寄付しようとする者は、寄付申込書(様式第1号)により申込みを行う。

2 前項により申込みを受理したときは、第3条の基準に該当しないこと確認し、会長の承認により受入れを決定する。

3 寄付金等の受入れの可否について決定したときは、申込者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等必要な書類を送付する。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金等を受領したときは、受領書及び礼状を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日等を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第6条 当法人は、寄付者の求めに応じて使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えるこ

とができるものとする。

- 2 当法人は、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄付金等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

一般社団法人 人吉球磨観光地域づくり協議会
会長 様

寄付申込書

金 円也

<input type="checkbox"/> ①使途を特定せず寄付します。
<input type="checkbox"/> ② [] の目的に対して、寄付します。

※寄付金の種類について、該当項目（□にレ点）及び必要項目を御記入ください。

一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会の趣旨に賛同し、「一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会寄付金等取扱規程」に基づく寄付金を申し込みます。

〒 _____
住 所 _____

電話 (_____) _____ E-mail _____

ふりがな

団体名 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印 _____

※団体として寄付いただく場合は、団体名も御記入ください。

当協議会ホームページ等への御芳名又は団体名、使途ならびに寄付金額の掲載の可否

1. 可（掲載条件： _____ ） 2. 否

※ 御寄付受入決定後、お支払方法について連絡を差し上げます。

※ 御入金の確認後、寄付金受領書を送付させていただきます。